

Q222. 1日の所定労働時間を9時間と合意することはできますか。

労基法違反の合意は無効となり、労基法で定められた労働条件が適用されます（労基法13条）。

労基法32条2項は、1日の労働時間の上限を8時間としていますので、変形労働時間性を採用しているなどの例外的場合でない限り、1日の所定労働時間を9時間と合意しても無効となり、所定労働時間は8時間となります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎